

広島市告示第427号

令和8年9月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、令和8年5月29日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）広島市西区観音新町二丁目 新築計画

(2) 所在地 広島市西区観音新町二丁目78番4

2 提出された意見の概要

別紙のとおり。

3 提出された意見書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和8年9月25日から同年10月25日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで